

第5章 返 還

- 第20条 (返還責任)
借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで前項に所定の返還場所において当社に返還するものとします。
借受人又は運転者は、前項に規定する場合は、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
借受人又は運転者は、前項に規定する場合は、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
借受人又は運転者は、前項に規定する場合は、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。
- 第21条 (返還の確認等)
借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたっては、前項に規定する事項を確認し、返還するものとします。
借受人は、前項に規定する場合は、レンタカーを返還するときは、その消費を完了しなければならないものとします。
前項のほか、特約がある場合は、レンタカーを返還するときは、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合は、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。
- 第22条 (借受期間変更時の返還料)
借受人は、前項に規定する借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
借受人は、前項に規定する借受期間を変更したときは、変更後の借受期間を超えて返したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。
- 第23条 (返還場所等)
借受人は、前項に規定する返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
借受人は、前項に規定する返還場所を変更したときは、必要となる回送のための費用×300%を負担するものとします。
- 第24条 (不返還となった場合の措置)
借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、前項に規定する返還場所へレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするともに、全レ協システム等に登録する等の措置をとるものとします。借受人はこれに同意するものとします。
当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
当社は、前項に該当することとなった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 第26条 (借受人又は運転者の責任)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
(3) 事故に連関した当事者及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
(4) 事故に連関した当事者及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
3 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
4 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
5 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
6 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
7 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
8 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 第27条 (盗難発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。当社の指示に従うこと。
(2) 盗難に連関した当事者及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
(3) 盗難に連関した当事者及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- 第28条 (使用不能による貸渡料の終了)
借受人は、前項に規定する事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡料金は終了するものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由に該当する場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
1 故障等が貸渡料を発生させた場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
2 故障等が貸渡料を発生させた場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
3 故障等が貸渡料を発生させた場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
4 故障等が貸渡料を発生させた場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
5 故障等が貸渡料を発生させた場合は、前項の規定は適用されず、借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
6 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
7 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
8 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。

第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び営業補償)
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により、当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところ（ノンオペレーションチャージ）により損害を賠償し、又は営業補償をするものとします。
借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 第30条 (保険及び補償)
借受人は、前条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
(1) 対人補償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
(2) 対物補償：1事故につき無制限（免責額5万円）
(3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
(4) 車両補償：1事故につき車両時価額（免責額5万円）
2 保険約款又は補償制度の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
4 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
5 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
6 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
7 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。
8 借受人は、前項に規定する事由により発生した損害を賠償するものとします。

第8章 貸渡契約の解除

- 第31条 (貸渡契約の解除)
借受人又は運転者が使用中にこの借受に違反したとき、又は第9条第1項のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を、貸渡日から解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
借受人は、前項の規定に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。
- 第32条 (中途解約)
借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡日から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、当初契約した利用時間と実際の利用時間の差が24時間未満の場合、当社はこれを返還しないものとします。
借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。
中途解約手数料＝1（貸渡料）×（貸渡期間）÷（基本料金）×（貸渡日から返還までの期間）÷（基本料金）×50%
前2項のほか、借受人は、前項に規定する中途解約の予約に基づき貸渡契約を締結した場合、借受人の都合により、使用中であっても、当社の同意を得て、解約手数料を支払うことなく貸渡契約を解約することができるものとします。貸渡料、受領済の貸渡料、貸渡日から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた際、残額があった場合においても、当社はこれを返還しないものとします。（しない場合があります。）

第9章 個人情報

- 第33条 (個人情報の利用目的)
当社は借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 道路運送法第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供を促進するため。
(3) 貸渡契約の締結に際し、借り受け手又は運転者に関する必要事項の確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行うため。
(4) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信の方法により案内するため。
(5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
(6) 個人情報を識別し、分析し、個人を識別、特定できない形跡に加工した統計データを作成するため。
第1項各号の利用目的は、借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
- 第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を個人利用システムに7年を超えない期間登録されること並びにこの情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各都道府県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1) 当社が道路運送法第80条第1項に基づいて貸渡料金の納付を命じられた場合
(2) 当社に対して第19条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
(3) 第24条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

第10章 雑 則

- 第35条 (代理貸渡)
当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事項を遵守するものとします。（これを「代理貸渡」といいます。）
(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。
(2) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式とする。この場合、当社は、貸渡料金を電子決済の方法を含みます。）により添付されること。
(3) 代理貸渡をする場合は、前項(1)の規定を除き、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
(4) 代理貸渡を行う場合の基本通定に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるが、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
(5) 代理貸渡をした場合において、当該貸渡をした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。
- 第36条 (GPS機能)
借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の利用目的に利用することに同意するものとします。
(1) 貸渡料金の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
(2) 第26条第1項に規定する場合、その他のレンタカーの管理又は貸渡料金の回収等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
(4) 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることに同意するものとします。
(5) 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の利用目的に利用することに同意するものとします。
(1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
(2) レンタカーの管理又は貸渡料金の回収等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示することがあることと同意するものとします。
- 第38条 (相 続)
この借受に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。
- 第39条 (消費税)
借受人は、この借受に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。
- 第40条 (遅延損害金)
借受人及び当社は、この借受に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 第41条 (準拠法)
準拠法は日本法とします。
2 邦文約款と外国語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。
- 第42条 (解 説)
この借受の細則を別に定めることができるものと、その細則はこの借受と同等の効力を有するものとします。
- 第43条 (重要事項の情報提供)
借受人は、この借受の重要事項のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅延等の取扱い等について理解するよう努めるものとします。
- 第44条 (約款等の提示等)
当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。
(1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
(2) 当社のウェブサイト等において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
(3) 書面（電子メール等の電子的方法を含みます。）の提示
また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。
- 第45条 (約款等の変更)
当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。
- 第46条 (任意管轄裁判所)
この借受に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2026年4月1日から施行します。

